

日本標準産業分類

(昭和24年10月制定)
(昭和26年4月改訂)
(昭和28年3月改訂)
(昭和29年2月改訂)
(昭和32年5月改訂)
(昭和38年1月改訂)
(昭和42年5月改訂)
(昭和47年3月改訂)
(昭和51年5月改訂)
(昭和59年1月改訂)

分類項目名，説明及び内容例示

行政管理庁行政管理局統計主幹

序

行政管理庁では、今般日本標準産業分類の一部改訂を行った。今回の改訂は、昭和24年10月本分類設定以降、第9回目の改訂に当たる。

今回の改訂に当たっては、第8回改訂（昭和51年5月）の標準産業分類を我が国の産業構造の現状によりよく適合させるため、関係省庁、都道府県等から提出された改訂意見、要望を出発点として、統計審議会分類部会で鋭意審議が行われた。

今回は、まず、昭和32年（第4回改訂）以降ほとんど手を加えなかった一般原則の全面的見直しを行い、用語の吟味と定義の明確化を図った。分類体系についても、全面的見直しの意図のもとで大分類体系の整序、近年我が国における比重が高まりつつあるサービス業の再編成などについて審議が重ねられたが、いくつかの問題点については、時間的な制約、現行の取扱いを変えることによる各方面に与える影響の重大性、産業構造の変化の予測の困難等の理由により結論を出すに至らず、将来の研究課題となった。

改訂作業は、統計審議会分類部会において昭和55年10月から開始され、昭和58年4月15日、日本標準産業分類の改訂についての行政管理庁長官に対する統計審議会の答申として結実した。この答申に基づき、行政管理庁は、日本標準産業分類を全面的に改訂し、昭和59年1月10日従来の告示（昭和26年4月30日統計委員会告示第6号）を廃止し、新たに本分類の告示を行うこととなった。

指定統計調査及び届出を要する統計調査結果の産業別表示においては、この日本標準産業分類を原則としてそのまま用いることが政令により義務付けられているが、これに該当しない場合であっても本分類の原則及び体系を尊重し、各種統計の相互比較性を保つよう配慮することが望まれる。

今回の改訂を行うに際しては、統計審議会及び同分類部会の各委員及び専門委員並びに関係省庁で構成した産業分類幹事会の幹事を初め、関係省庁等の専門官から多大の御協力をいただいた。改訂版の刊行に当たり、これらの方々に深く感謝の意を表するとともに、今後の御協力をお願いする次第である。

昭和59年1月

行政管理庁行政管理局統計主幹

近 藤 輝 彦

目 次

第1章 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷	1
第2章 日本標準産業分類一般原則	3
第1項 産業の定義	3
第2項 事業所の定義	3
第3項 分類の基準	5
第4項 分類の構成	6
第5項 分類の適用単位	6
第6項 事業所の産業の決定方法	7
第7項 公務の範囲	8
第3章 分類項目表	9
1 大分類項目表	9
2 大・中・小・細分類項目表	11
第4章 分類項目名, 説明及び内容例示	38
第5章 日本標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点	479
1 改訂要旨	479
2 主要な改訂点	480
付1: 産業分類構成新旧比較	486
付2: 分類項目新旧対照表	487
付3: 標準産業分類改訂に関する諮問及び答申	569
付4: 改訂作業関係者	572
付5: 統計調査に用いる産業分類並びに疾病, 傷害及び死因分類を定める政令	577
付6: 統計調査に用いる産業分類並びに疾病, 傷害及び死因分類 を定める政令第2条(産業分類関係)及び第4条(特例)の解説	578
付7: 統計調査に用いる産業分類並びに疾病, 傷害及び死因分類 を定める政令に基づいて告示した産業分類	581
付8: 本分類に採用した10進分類表	582